

平成23年1月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第4637号 不当利得返還請求事件

(口頭弁論終結日 平成22年12月21日)

判 決

名古屋市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

訴訟代理人弁護士 成瀬 玲

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

被 告 プロミス株式会社

代表者代表取締役 久保 健

訴訟代理人弁護士 塚原 正典

主 文

- 1 被告は、原告に対し、293万8140円及びうち193万4894円に対する平成22年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は20分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、313万1140円及びうち193万4894円に対する平成22年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因

(1) 原告は、被告との間で、昭和58年8月11日、継続的金銭消費貸借契約

を締結し、同日から平成17年3月3日まで、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「計算書」という。）の年月日、借入金額及び弁済額の各欄にそれぞれ記載のとおり、複数回の借入れ及び返済を行った（以下「本件取引」という。）。

- (2) 被告は、利息制限法所定の制限利息を上回る金利での貸付けを主要な業務内容とする貸金業者であり、約定利息が利息制限法所定の制限利息を上回ることを認識していたから、民法704条前段の悪意の受益者である。
- (3) 原告は、利息制限法所定の制限利息を上回る利息を継続的に支払ってきたため、超過利息を元本に充当すると、別紙計算書のとおり、平成22年7月5日の時点で193万4894円の過払となり、同日時点の法定利息は100万3246円である。
- (4) 原告は、訴訟外で被告に上記過払金の返還を求めて、被告がこれに応じなかつたため、原告訴訟代理人に委任して本件訴えを提起せざるを得なくなつた。そのため、原告が支出した弁護士費用のうち、被告の不当利得と相当因果関係が認められるものは19万3000円を下らない。
- (5) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金193万4894円、平成22年7月5日までの法定利息100万3246円及び上記過払金に対する同月6日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払並びに民法704条後段に基づき19万3000円の支払を求める。

2 請求原因に対する認否及び被告の主張

- (1) 請求原因(1)は認める。同(2)のうち、被告が利息制限法所定の制限利息を上回る金利での貸付けを主要な業務内容とする貸金業者であることは認めるが、悪意の受益者であることは否認する。同(3)については、過払金の額を争う。同(4)は争う。

(2) 被告の悪意の受益者該当性について

ア 本件取引は、昭和58年8月11日に開始されており、取引開始時には

貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）の適用を受けない。しかし、貸金業法が施行されるまで、被告が原告から約定利息を收受することは社会的に不相当と考えられていなかったことを考えれば、被告は悪意の受益者ではない。

イ 貸金業法施行後は、被告は、貸金業法43条1項のみなし弁済が成立するとの認識を有しており、その認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情があるので、悪意の受益者ではない。

すなわち、貸金業法制定当時である昭和58年から最高裁判所平成16年2月20日判決が言い渡されるまでの間は、立法者の意図、大蔵省の解釈、裁判例や実務家の見解に照らしても、みなし弁済は厳格に運用しなければいけないとは認識されていなかった。貸金業法17条定の書面（以下「17条書面」）については、リボルビング方式の場合「返済期間及び返済回数」の記載は不要とするなど柔軟に解釈する裁判例が複数存在したし、貸金業法18条定の書面（以下「18条書面」）については、最高裁判所平成11年1月21日判決が言い渡される前は、貸金業法18条2項に該当する場合で債務者からの交付請求がない場合には18条書面を交付する必要がないとの見解があり、同最高裁判決言渡し以降も、18条書面の交付を不要とする特段の事情が認められてみなし弁済規定を認める判決例もある。

また、上記平成16年2月の最高裁判所判決以後も、みなし弁済の成否に関する見解は統一されておらず、被告の解釈及び営業システムに親和的な裁判例や学説等が存在していた。17条書面については、リボルビング方式の場合、「返済期間及び返済回数」や「各回の返済期日及び返済金額」の記載を不要とした裁判例や、記載が十分でないものでも17条書面の交付を認めた裁判例が相当数存在する。最高裁判所平成17年12月15

日判決も、法律等に定められた記載事項に準じた記載をすれば17条書面としての要件を満たすと認め、契約の性質に応じた解釈の余地を残している。

以上のような状況の中、被告は、本件取引中に、その当時の判例や学説に照らして有効と考えられていた貸金業法17条及び18条所定の各書面を原告に交付してきた。

(3) 民法704条後段の請求について

被告が原告主張の過払金額の返還を争うのは、裁判を受ける権利の正当な行使にすぎない。したがって、本件にて不当利得を返還した上でなお損害があるということはできず、民法704条後段所定の損害賠償義務を負うことはない。

第3 当裁判所の判断

1 当事者に争いがない事実及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告は、貸金業の登録業者であり、利息制限法所定の制限利息を上回る金利での貸付けを主要な業務内容としている。

(2) 原告は、被告との間で、昭和58年8月11日、継続的金銭消費貸借契約を締結し、同日から平成17年3月3日まで、別紙計算書の年月日、借入金額及び弁済額の各欄にそれぞれ記載のとおり、複数回の借入れ及び返済を行った（本件取引）。

2 被告の悪意の受益者該当性について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき改正前の貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち、民法704条前段にいう悪意の受益者であると推定されるというべきで

ある（最高裁判所平成19年7月13日判決、同平成19年7月17日判決参照）。

(2) 最高裁判所平成18年1月13日判決は、債務者が利息制限法所定の制限を超える約定利息の支払を遅滞したときは当然に期限の利益を喪失する旨の特約の下で制限超過部分を支払った場合、その支払は原則として改正前の貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ものということはできない旨判示しているところ、民法704条前段の適用上、上記判決の言渡し日以前の上記特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として、改正前の貸金業法43条1項にいう任意性の要件を欠き、貸金業者が悪意の受益者であると推定することはできないと解される（最高裁判所平成21年7月10日判決参照）。

そうすると、本件取引のように平成18年1月13日以前の取引については、任意性以外の貸金業法43条1項にいう要件を満たしていたか、満たしていないくとも満たしていると被告が認識していたことがやむを得ないといえる特段の事情があるか否かを検討する必要があるので、以下、検討する。

(3) 被告は、上記特段の事情を立証するために、極度借入基本契約書のサンプル（乙1）及び被告が顧客に店頭で渡した領収書等のサンプル（乙5）を提出しているが、これらは実際に被告が原告に交付したものではない単なるサンプルにすぎないから、このような証拠によって、これらと同内容の17条書面や18条書面を被告が原告に交付した事実を認定することはできない。

したがって、このような証拠によって、被告が本件取引について貸金業法43条1項の適用があるとの認識したことがやむを得ないといえる特段の事情があったと認めることはできない。

(4) また、被告は、本件取引当時使用されていたATM領収書兼ご利用明細の書式に、本件取引の一部のデータを印刷して再現したもの（乙3）を提出しているが、その貸付けに関する明細のうち昭和62年5月1日から平成8年

2月24日までのもの（乙3の2・3・5・7・9）については、「次回入金予定日」の記載はあるものの、貸金業法17条1号6号に定める「返済期間及び返済回数」、同法施行規則（平成18年内閣府令39号による改正前のもの）13条1項1号チの「各回の返済金額」の記載がない。平成10年9月21日以降のもの（乙3の11・13）には、「次回の返済予定日」及び「次回の返済予定額」の記載はあるものの、最終回までの各回の返済金額や返済期間が分かるようにはなっていない。

この点について、被告は、リボルビング方式の契約の場合には、上記「返済期間及び返済回数」等の記載は不要とする裁判例が存在するとか、それらの記載が十分でなくても17条書面の交付を認めた裁判例が存在する旨主張するが、そのような見解が、下級審判決において多数を占めていたとは認められない。貸金業法17条1項が同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない旨定めているのは、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るためにあるから、同項の解釈にあたっては、文理を離れて緩やかな解釈をすることは許されないというべきである。リボルビング方式の契約の場合であっても、借主において、今後どの程度の期間返済をする必要があるなどを認識してもらうためには、「返済期間及び返済回数」及び「各回の返済金額」の記載に準ずる記載として、個別の貸付けの時点での残元利金について、最低返済額及び経過利息を毎月の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等の記載が必要であると解される。（最高裁判所平成17年12月15日判決参照）。そして、法律に明記されたこれらの記載事項について、何らの記載も不要であるとの解釈が妥当であると認識したり、「次回の返済予定日」及び「次回の返済予定額」さえ記載すればよいと認識したことが、やむを得ないとはいえない。

(5) さらに、乙第3号証の返済に関する明細（乙3の1・4・6・8・10・12）については、そのすべてにおいて、貸金業法18条1項2号に定める

「契約年月日」が記載されていない。

この点について、貸金業法施行規則15条2項（平成18年内閣府令39号による改正前のもの）により、原告の「契約番号」を記載することをもって「契約年月日」の記載は省略してもよいとされており、同項は、最高裁判所平成18年1月13日判決において法の委任の範囲を超えた違法、無効なものと判断されたが、同判決言い渡し以前においても、「契約年月日」の記載がなくても改正前の貸金業法43条1項の適用が認められるとの見解が、下級審判決において多数を占めていたとは認められない。貸金業法18条1項の趣旨は、前述した同法17条1項と同様であるところ、借主にとっては、18条書面として交付された書面に「契約番号」しか記載されていない場合には、その書面だけを見ても、弁済の対象となった貸付けを容易に特定することができず、充当関係を把握するのに支障が生じる可能性は否定できない。特に、リボルビング方式の契約の場合には、基本契約に契約番号が付され、基本契約に基づく個々の貸付けごとに契約番号が付されるわけではないから、借主にとって、「契約番号」しか付されていない書面では、基本契約締結時に交付された書面と照らし合わせたとしても、弁済の対象となった貸付けがいつ借り入れたものかを特定することができず、充当関係の把握が困難となることが予測される。したがって、同法18条1項の解釈にあたっては、文理を離れて緩やかな解釈をすることは許されないというべきである（最高裁判所平成18年1月13日判決参照）。そして、法律に明記された記載事項について、記載が不要であるとの解釈が妥当であると認識したことが、やむを得ないとはいえない。

なお、被告は、最高裁判所平成11年1月21日判決言渡し前は、貸金業法18条2項に該当する場合で債務者からの交付請求がない場合には18条書面を交付する必要がないとの見解があり、同判決言渡し以降も、18条書面の交付を不要とする特段の事情が認められてみなし弁済規定を認める判決

例もある旨主張するが、18条書面の交付を不要とする見解が下級審判決において多数を占めていたとは認められないし、本件取引において18条書面の交付が不要といえる特段の事情を認めるに足りる証拠もない。

- (6) 以上によれば、被告が本件取引について貸金業法43条1項の適用が認められると認識していたことがやむを得ないといえる特段の事情があったと認めることはできず、被告は、悪意の受益者にあたる。
- (7) そして、貸主が悪意の受益者にあたるときは、貸主は、過払金発生の時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならぬと解される。（最高裁判所平成21年9月4日判決参照）。
- (8) なお、本件取引は、貸金業法の施行前から開始しているものであるが、上記の結論は、貸金業法の施行前か施行後であるかによって左右されるものではない。

3 民法704条後段の請求について

民法704条後段の規定は、悪意の受益者が不法行為の要件を充足する限りにおいて、不法行為責任を負うことを注意的に規定したものにすぎず、悪意の受益者に対して不法行為責任とは異なる特別の責任を負わせたものではないと解するのが相当である。本件においては、不法行為の要件を充足していないから（訴訟外で被告に過払金の返還を求めても、被告がこれに応じないということだけでは、不法行為の要件を満たすとはいえない。），原告の民法704条後段に基づく請求は認められない。

4 結論

上記1及び2によれば、本件取引について制限超過部分を貸付債務に充当計算すると、その結果は、別紙計算書記載のとおりであり、最終取引日の後である平成22年7月5日の時点で、193万4894円の過払金と100万3246円の利息が発生することになる。したがって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、上記過払金及び利息の合計293万8140円

及びうち193万4894円に対する平成22年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めることができる。

一方、上記3のとおり、原告の民法704条後段に基づく請求は認められない。

よって、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第4部

裁 判 官 渡 部 美 佳

列 次

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は毎年を365日とする。過払利息計算は毎年を365日とする。)

債務者: [REDACTED]
 会員番号:
 貸金業者: プロミス

過払利率 5%

作成者:

平成 年 月	日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1 58	8 11	200,000		0.18				200,000		
2 58	9 14		20,000	0.18	34	3,353	0	183,353	0	0
3 58	10 19		10,000	0.18	35	3,164	0	176,517	0	0
4 58	11 21		10,000	0.18	33	2,872	0	169,389	0	0
5 58	12 24		10,000	0.18	33	2,756	0	162,145	0	0
6 59	1 27		10,000	0.18	34	2,712	0	154,857	0	0
7 59	3 5		10,000	0.18	38	2,894	0	147,751	0	0
8 59	4 9		10,000	0.18	35	2,543	0	140,294	0	0
9 59	5 10		10,000	0.18	31	2,138	0	132,432	0	0
10 59	6 14		10,000	0.18	35	2,279	0	124,711	0	0
11 59	7 19		10,000	0.18	35	2,146	0	116,857	0	0
12 59	8 24		10,000	0.18	36	2,068	0	108,925	0	0
13 59	10 1		10,000	0.18	38	2,035	0	100,960	0	0
14 59	11 5		10,000	0.18	35	1,737	0	92,697	0	0
15 59	12 10		10,000	0.18	35	1,595	0	84,292	0	0
16 60	1 16		10,000	0.18	37	1,535	0	75,827	0	0
17 60	2 19		10,000	0.18	34	1,271	0	67,098	0	0
18 60	3 26		10,000	0.18	35	1,158	0	58,256	0	0
19 60	5 1		10,000	0.18	36	1,034	0	49,290	0	0
20 60	6 5		6,000	0.18	35	850	0	44,140	0	0
21 60	7 10		10,000	0.18	35	761	0	34,901	0	0
22 60	8 9		6,000	0.18	30	516	0	29,417	0	0
23 60	9 20		10,000	0.18	42	609	0	20,026	0	0
24 60	10 24		7,000	0.18	34	335	0	13,361	0	0
25 60	11 28		9,354	0.18	35	230	0	4,237	0	0
26 61	1 13		12,000	0.18	46	96	0	-7,667	0	0
27 61	2 12		10,000	0.18	30	0	0	-17,667	-31	-31
28 61	3 10		5,000	0.18	26	0	0	-22,667	-62	-93
29 61	4 11		13,000	0.18	32	0	0	-35,667	-99	-192
30 61	5 10		10,000	0.18	29	0	0	-45,667	-141	-333
31 61	6 10		10,000	0.18	31	0	0	-55,667	-193	-526
32 61	7 10		10,000	0.18	30	0	0	-65,667	-228	-754
33 61	8 10		10,000	0.18	31	0	0	-75,667	-278	-1,032
34 61	9 10		10,000	0.18	31	0	0	-85,667	-321	-1,353
35 61	10 11		10,000	0.18	31	0	0	-95,667	-363	-1,716
36 61	11 10		10,000	0.18	30	0	0	-105,667	-393	-2,109
37 61	12 11		10,000	0.18	31	0	0	-115,667	-448	-2,557
38 62	1 12		10,000	0.18	32	0	0	-125,667	-507	-3,064
39 62	2 10		10,000	0.18	29	0	0	-135,667	-499	-3,563
40 62	3 10		10,000	0.18	28	0	0	-145,667	-520	-4,063
41 62	4 10		10,000	0.18	31	0	0	-155,667	-618	-4,701
42 62	5 1	100,000		0.18	21	0	0	-60,815	-447	0
43 62	5 11		10,000	0.18	10	0	0	-70,815	-83	-83
44 62	6 11		10,000	0.18	31	0	0	-80,815	-300	-383
45 62	7 10		10,000	0.18	29	0	0	-90,815	-321	-704
46 62	8 5	30,000		0.18	26	0	0	-61,842	-323	0
47 62	8 10		10,000	0.18	5	0	0	-71,842	-42	-42
48 62	9 10		10,000	0.18	31	0	0	-81,842	-305	-347
49 62	10 7		3,221	0.18	27	0	0	-85,063	-302	-649
50 62	10 7	80,000		0.18	0	0	0	-5,712	0	0
51 62	10 7	15,000		0.18	0	0	0	9,288	0	0

契成 昭和	月	日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
52	62	11	6	26,000	0.18	30	137	137	35,288	0	0
53	62	11	10	13,000	0.18	4	69	0	22,494	0	0
54	62	12	10	12,000	0.18	30	332	0	10,826	0	0
55	63	1	11	13,000	0.18	32	170	0	-2,004	0	0
56	63	2	10	12,000	0.18	30	0	0	-14,004	-8	-8
57	63	3	10	12,000	0.18	29	0	0	-26,004	-55	-63
58	63	4	11	12,000	0.18	32	0	0	-38,004	-113	-176
59	63	5	10	12,000	0.18	29	0	0	-50,004	-150	-326
60	63	6	10	11,000	0.18	31	0	0	-61,004	-211	-537
61	63	6	28	3,342	0.18	18	0	0	-64,346	-150	-687
62	63	6	28	100,000	0.18	0	0	0	34,967	0	0
63	63	7	11	12,000	0.18	13	223	0	23,190	0	0
64	63	8	10	13,000	0.18	30	342	0	10,532	0	0
65	63	8	12	25,000	0.18	2	10	10	35,532	0	0
66	63	9	10	14,000	0.18	29	506	0	22,048	0	0
67	63	10	11	13,000	0.18	31	336	0	9,384	0	0
68	63	11	10	13,000	0.18	30	138	0	-3,478	0	0
69	63	11	23	20,000	0.18	13	0	0	16,516	-6	0
70	63	12	10	13,000	0.18	17	138	0	3,654	0	0
71	1	1	10	13,000	0.18	31	55	0	-9,291	0	0
72	1	2	13	14,000	0.18	34	0	0	-23,291	-43	-43
73	1	3	11	12,000	0.18	26	0	0	-35,291	-82	-125
74	1	4	11	13,000	0.18	31	0	0	-48,291	-149	-274
75	1	5	10	12,000	0.18	29	0	0	-60,291	-191	-465
76	1	5	18	1,878	0.18	8	0	0	-62,169	-66	-531
77	1	6	13	12,000	0.18	26	0	0	-74,169	-221	-752
78	1	6	20	30,000	0.18	7	0	0	-44,992	-71	0
79	1	7	10	13,000	0.18	20	0	0	-57,992	-123	-123
80	1	8	11	13,000	0.18	32	0	0	-70,992	-254	-377
81	1	9	11	13,000	0.18	31	0	0	-83,992	-301	-678
82	1	9	27	25,000	0.18	16	0	0	-59,854	-184	0
83	1	10	11	13,000	0.18	14	0	0	-72,854	-114	-114
84	1	10	24	8,000	0.18	13	0	0	-65,097	-129	0
85	1	11	10	13,000	0.18	17	0	0	-78,097	-151	-151
86	1	12	12	13,000	0.18	32	0	0	-91,097	-342	-493
87	2	1	10	12,000	0.18	29	0	0	-103,097	-361	-854
88	2	1	17	5,000	0.18	7	0	0	-99,049	-98	0
89	2	2	10	13,000	0.18	24	0	0	-112,049	-325	-325
90	2	3	13	15,000	0.18	31	0	0	-127,049	-475	-800
91	2	4	10	12,000	0.18	28	0	0	-139,049	-487	-1,287
92	2	4	21	30,000	0.18	11	0	0	-110,545	-209	0
93	2	5	10	13,000	0.18	19	0	0	-123,545	-287	-287
94	2	6	12	13,000	0.18	33	0	0	-136,545	-558	-845
95	2	6	22	13,000	0.18	10	0	0	-124,577	-187	0
96	2	7	10	13,000	0.18	18	0	0	-137,577	-307	-307
97	2	8	10	13,000	0.18	31	0	0	-150,577	-584	-891
98	2	9	11	13,000	0.18	32	0	0	-163,577	-660	-1,551
99	2	10	8	17,000	0.18	27	0	0	-148,733	-605	0
100	2	10	11	13,000	0.18	3	0	0	-161,733	-61	-61
101	2	11	10	13,000	0.18	30	0	0	-174,733	-664	-725
102	2	12	12	13,000	0.18	32	0	0	-187,733	-765	-1,490
103	3	1	10	15,000	0.18	29	0	0	-202,733	-745	-2,235
104	3	1	29	25,000	0.18	19	0	0	-180,495	-527	0
105	3	2	12	13,000	0.18	14	0	0	-193,495	-346	-346
106	3	3	11	13,000	0.18	27	0	0	-206,495	-715	-1,061
107	3	4	10	13,000	0.18	30	0	0	-219,495	-848	-1,909
108	3	5	10	12,000	0.18	30	0	0	-231,495	-902	-2,811
109	3	5	14	25,000	0.18	4	0	0	-209,432	-126	0

	平成 年 月 日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
110	3 6 10		13,000	0.18	27	0	0	-222,432	-774	-774
111	3 7 10		13,000	0.18	30	0	0	-235,432	-914	-1,688
112	3 7 22		2,761	0.18	12	0	0	-238,193	-387	-2,075
113	3 7 22	112,320		0.18	0	0	0	-127,948	0	0
114	3 8 12		15,000	0.18	21	0	0	-142,948	-368	-368
115	3 9 10		16,000	0.18	29	0	0	-158,948	-567	-935
116	3 10 11		16,000	0.18	31	0	0	-174,948	-674	-1,609
117	3 11 11		16,000	0.18	31	0	0	-190,948	-742	-2,351
118	3 12 10		16,000	0.18	29	0	0	-206,948	-758	-3,109
119	4 1 10		16,000	0.18	31	0	0	-222,948	-878	-3,987
120	4 2 10		16,000	0.18	31	0	0	-238,948	-944	-4,931
121	4 2 18	40,000		0.18	8	0	0	-204,140	-261	0
122	4 3 10		16,000	0.18	21	0	0	-220,140	-585	-585
123	4 4 10		16,000	0.18	31	0	0	-236,140	-932	-1,517
124	4 4 13		903	0.18	3	0	0	-237,043	-96	-1,613
125	4 4 13	123,448		0.18	0	0	0	-115,208	0	0
126	4 5 11		20,000	0.18	28	0	0	-135,208	-440	-440
127	4 6 10		20,000	0.18	30	0	0	-155,208	-554	-994
128	4 7 13		20,000	0.18	33	0	0	-175,208	-699	-1,693
129	4 8 11		20,000	0.18	29	0	0	-195,208	-694	-2,387
130	4 8 28	30,000		0.18	17	0	0	-168,048	-453	0
131	4 9 14		20,000	0.18	17	0	0	-188,048	-390	-390
132	4 10 13		20,000	0.18	29	0	0	-208,048	-744	-1,134
133	4 11 13		20,000	0.18	31	0	0	-228,048	-881	-2,015
134	4 11 27	20,000		0.18	14	0	0	-210,499	-436	0
135	4 12 10		20,000	0.18	13	0	0	-230,499	-373	-373
136	5 1 11		20,000	0.18	32	0	0	-250,499	-1,008	-1,381
137	5 1 23	23,000		0.18	12	0	0	-229,291	-411	0
138	5 2 12		20,000	0.18	20	0	0	-249,291	-628	-628
139	5 2 24	5,000		0.18	12	0	0	-245,328	-409	0
140	5 3 11		20,000	0.18	15	0	0	-265,328	-504	-504
141	5 4 12		20,000	0.18	32	0	0	-285,328	-1,163	-1,667
142	5 5 10		20,000	0.18	28	0	0	-305,328	-1,094	-2,761
143	5 6 11		20,000	0.18	32	0	0	-325,328	-1,338	-4,099
144	5 6 14	36,000		0.18	3	0	0	-293,560	-133	0
145	5 7 12		20,000	0.18	28	0	0	-313,560	-1,125	-1,125
146	5 8 10		20,000	0.18	29	0	0	-333,560	-1,245	-2,370
147	5 8 25	15,000		0.18	15	0	0	-321,615	-685	0
148	5 9 10		20,000	0.18	16	0	0	-341,615	-704	-704
149	5 10 12		20,000	0.18	32	0	0	-361,615	-1,497	-2,201
150	5 11 11		20,000	0.18	30	0	0	-381,615	-1,486	-3,687
151	5 12 10		20,000	0.18	29	0	0	-401,615	-1,516	-5,203
152	6 1 10		20,000	0.18	31	0	0	-421,615	-1,705	-6,908
153	6 2 14		20,000	0.18	35	0	0	-441,615	-2,021	-8,929
154	6 3 14		20,000	0.18	28	0	0	-461,615	-1,693	-10,622
155	6 4 11		20,000	0.18	28	0	0	-481,615	-1,770	-12,392
156	6 5 11		20,000	0.18	30	0	0	-501,615	-1,979	-14,371
157	6 6 13		15,000	0.18	33	0	0	-516,615	-2,267	-16,638
158	6 7 14		20,000	0.18	31	0	0	-536,615	-2,193	-18,831
159	6 8 15		15,000	0.18	32	0	0	-551,615	-2,352	-21,183
160	6 9 14		20,000	0.18	30	0	0	-571,615	-2,266	-23,449
161	6 10 14		15,000	0.18	30	0	0	-586,615	-2,349	-25,798
162	6 11 14		15,000	0.18	31	0	0	-601,615	-2,491	-28,289
163	6 12 15		15,000	0.18	31	0	0	-616,615	-2,554	-30,843
164	7 1 12		15,000	0.18	28	0	0	-631,615	-2,365	-33,208
165	7 2 15		15,000	0.18	34	0	0	-646,615	-2,941	-36,149
166	7 3 14		15,000	0.18	27	0	0	-661,615	-2,891	-38,540
167	7 4 13		15,000	0.18	30	0	0	-676,615	-2,718	-41,268

平成 年月 日	月	日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
168	7	5	15		15,000	0.18	32	0	-691,615	-2,965	-44,223
169	7	6	15		15,000	0.18	31	0	-706,615	-2,936	-47,159
170	7	7	13		15,000	0.18	28	0	-721,615	-2,710	-49,869
171	7	8	16		15,000	0.18	34	0	-736,615	-3,360	-53,229
172	7	9	18		15,000	0.18	33	0	-751,615	-3,329	-56,558
173	7	10	13		15,000	0.18	25	0	-766,615	-2,574	-59,132
174	7	11	15		15,000	0.18	33	0	-781,615	-3,465	-62,597
175	7	12	15		15,000	0.18	30	0	-796,615	-3,212	-65,809
176	8	1	10		15,000	0.18	26	0	-811,615	-2,834	-68,643
177	8	2	10		15,000	0.18	31	0	-826,615	-3,437	-72,080
178	8	2	24	200,000		0.18	14	0	-700,275	-1,580	0
179	8	3	12		20,000	0.18	17	0	-720,275	-1,626	-1,626
180	8	4	10		20,000	0.18	29	0	-740,275	-2,853	-4,479
181	8	5	8	30,000		0.18	28	0	-717,585	-2,831	0
182	8	5	13		20,000	0.18	5	0	-737,585	-490	-490
183	8	6	17		20,000	0.18	35	0	-757,585	-3,526	-4,016
184	8	7	12		20,000	0.18	25	0	-777,585	-2,587	-6,603
185	8	7	16	20,000		0.18	4	0	-764,612	-424	0
186	8	7	28	10,000		0.18	12	0	-755,865	-1,253	0
187	8	8	19		20,000	0.18	22	0	-775,865	-2,271	-2,271
188	8	9	18		20,000	0.18	30	0	-795,865	-3,179	-5,450
189	8	9	26	10,000		0.18	8	0	-792,184	-869	0
190	8	10	16		20,000	0.18	20	0	-812,184	-2,164	-2,164
191	8	11	20		20,000	0.18	35	0	-832,184	-3,883	-6,047
192	8	12	6	20,000		0.18	16	0	-820,049	-1,818	0
193	8	12	12		20,000	0.18	6	0	-840,049	-672	-672
194	9	1	14		20,000	0.18	33	0	-860,049	-3,791	-4,463
195	9	2	10		20,000	0.18	27	0	-880,049	-3,181	-7,644
196	9	3	11		20,000	0.18	29	0	-900,049	-3,496	-11,140
197	9	4	11		20,000	0.18	31	0	-920,049	-3,622	-14,962
198	9	5	3	40,000		0.18	22	0	-897,783	-2,772	0
199	9	5	12		20,000	0.18	9	0	-917,783	-1,106	-1,106
200	9	5	28	10,000		0.18	16	0	-910,900	-2,011	0
201	9	6	11		20,000	0.18	14	0	-930,900	-1,746	-1,746
202	9	6	18	10,000		0.18	7	0	-923,538	-892	0
203	9	7	10		20,000	0.18	22	0	-943,538	-2,783	-2,783
204	9	7	14	10,000		0.18	4	0	-936,838	-517	0
205	9	8	11		20,000	0.18	28	0	-956,838	-3,593	-3,593
206	9	9	10		20,000	0.18	30	0	-976,838	-3,932	-7,525
207	9	10	13		20,000	0.18	33	0	-996,838	-4,415	-11,940
208	9	11	10		20,000	0.18	28	0	-1,016,838	-3,823	-15,763
209	9	11	12	30,000		0.18	2	0	-1,002,879	-278	0
210	9	12	10		20,000	0.18	28	0	-1,022,879	-3,846	-3,846
211	10	1	12		20,000	0.18	33	0	-1,042,879	-4,623	-8,469
212	10	2	10		20,000	0.18	29	0	-1,062,879	-4,142	-12,611
213	10	3	11		20,000	0.18	29	0	-1,082,879	-4,222	-16,633
214	10	4	8	30,000		0.18	28	0	-1,073,865	-4,153	0
215	10	4	10		20,000	0.18	2	0	-1,093,865	-294	-294
216	10	5	12		20,000	0.18	32	0	-1,113,865	-4,795	-5,089
217	10	6	11		20,000	0.18	30	0	-1,133,865	-4,577	-9,666
218	10	6	15	30,000		0.18	4	0	-1,114,152	-621	0
219	10	7	10		20,000	0.18	25	0	-1,134,152	-3,815	-3,815
220	10	7	27	10,000		0.18	17	0	-1,130,608	-2,641	0
221	10	8	10		20,000	0.18	14	0	-1,150,608	-2,168	-2,168
222	10	9	10		20,000	0.18	31	0	-1,170,608	-4,886	-7,054
223	10	9	21	15,000		0.18	11	0	-1,164,425	-1,763	0
224	10	10	12		20,000	0.18	21	0	-1,184,425	-3,349	-3,349
225	10	10	13	8,000		0.18	1	0	-1,179,936	-162	0

	平成 年 月	日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
226	10	11	10		15,000	0.18	28	0	-1,194,936	-4,525	-4,525
227	10	12	10		20,000	0.18	30	0	-1,214,936	-4,910	-9,435
228	11	1	11		20,000	0.18	32	0	-1,234,936	-5,325	-14,760
229	11	1	20	20,000		0.18	9	0	-1,231,218	-1,522	0
230	11	2	10		17,000	0.18	21	0	-1,248,218	-3,541	-3,541
231	11	3	10		17,000	0.18	28	0	-1,265,218	-4,787	-8,328
232	11	3	10	10,000		0.18	0	0	-1,263,546	0	0
233	11	4	12		20,000	0.18	33	0	-1,283,546	-5,711	-5,711
234	11	5	10		20,000	0.18	28	0	-1,303,546	-4,923	-10,634
235	11	5	14	17,000		0.18	4	0	-1,297,894	-714	0
236	11	6	10		18,000	0.18	27	0	-1,315,894	-4,800	-4,800
237	11	7	12		20,000	0.18	32	0	-1,335,894	-5,768	-10,568
238	11	8	5		15,000	0.18	24	0	-1,350,894	-4,391	-14,959
239	11	9	10		20,000	0.18	36	0	-1,370,894	-6,661	-21,620
240	11	10	12		15,000	0.18	32	0	-1,385,894	-6,009	-27,629
241	11	11	10		20,000	0.18	29	0	-1,405,894	-5,505	-33,134
242	11	12	10		20,000	0.18	30	0	-1,425,894	-5,777	-38,911
243	12	1	19		20,000	0.18	40	0	-1,445,894	-7,802	-46,713
244	12	2	10		15,000	0.18	22	0	-1,460,894	-4,345	-51,058
245	12	3	13		12,000	0.18	32	0	-1,472,894	-6,386	-57,444
246	12	4	10		15,000	0.18	28	0	-1,487,894	-5,634	-63,078
247	12	5	15		15,000	0.18	35	0	-1,502,894	-7,114	-70,192
248	12	6	16		15,000	0.18	32	0	-1,517,894	-6,570	-76,762
249	12	7	12		15,000	0.18	26	0	-1,532,894	-5,391	-82,153
250	12	8	23		15,000	0.18	42	0	-1,547,894	-8,795	-90,948
251	12	9	25		12,000	0.18	33	0	-1,559,894	-6,978	-97,926
252	12	10	18		10,000	0.18	23	0	-1,569,894	-4,901	-102,827
253	12	12	12		5,000	0.18	55	0	-1,574,894	-11,795	-114,622
254	12	12	15		10,000	0.18	3	0	-1,584,894	-645	-115,267
255	12	12	28		3,000	0.18	13	0	-1,587,894	-2,814	-118,081
256	13	2	8		20,000	0.18	42	0	-1,607,894	-9,134	-127,215
257	13	3	29		20,000	0.18	49	0	-1,627,894	-10,792	-138,007
258	13	5	25		20,000	0.18	57	0	-1,647,894	-12,710	-150,713
259	13	6	25		20,000	0.18	31	0	-1,667,894	-6,997	-157,714
260	13	7	16		7,000	0.18	21	0	-1,674,894	-4,798	-162,512
261	13	8	30		10,000	0.18	45	0	-1,684,894	-10,324	-172,836
262	13	9	11		10,000	0.18	12	0	-1,694,894	-2,769	-175,605
263	13	10	16		10,000	0.18	35	0	-1,704,894	-8,126	-183,731
264	14	4	9		10,000	0.18	175	0	-1,714,894	-40,870	-224,601
265	14	6	24		5,000	0.18	76	0	-1,719,894	-17,853	-242,454
266	14	8	8		10,000	0.18	45	0	-1,729,894	-10,602	-253,056
267	14	10	7		5,000	0.18	60	0	-1,734,894	-14,218	-267,274
268	14	11	15		10,000	0.18	39	0	-1,744,894	-9,268	-276,542
269	15	2	4		10,000	0.18	81	0	-1,754,894	-19,361	-295,903
270	15	3	26		10,000	0.18	50	0	-1,764,894	-12,019	-307,922
271	15	5	12		10,000	0.18	47	0	-1,774,894	-11,363	-319,285
272	15	6	30		10,000	0.18	49	0	-1,784,894	-11,913	-331,198
273	15	8	4		10,000	0.18	35	0	-1,794,894	-8,557	-339,755
274	15	9	17		10,000	0.18	44	0	-1,804,894	-10,818	-350,573
275	15	11	26		10,000	0.18	70	0	-1,814,894	-17,307	-367,880
276	15	12	30		10,000	0.18	34	0	-1,824,894	-8,452	-376,332
277	16	2	5		10,000	0.18	37	0	-1,834,894	-9,224	-385,556
278	16	3	5		10,000	0.18	29	0	-1,844,894	-7,289	-392,825
279	16	4	7		10,000	0.18	33	0	-1,854,894	-8,317	-401,142
280	16	5	11		10,000	0.18	34	0	-1,864,894	-8,615	-409,757
281	16	6	4		10,000	0.18	24	0	-1,874,894	-6,114	-415,871
282	16	7	9		10,000	0.18	35	0	-1,884,894	-8,964	-424,835
283	16	8	3		10,000	0.18	25	0	-1,894,894	-6,437	-431,272

	平成 昭和	月	日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
284	16	9	16		10,000	0.18	44	0	0	-1,904,894	-11,390	-442,662
285	16	11	9		10,000	0.18	54	0	0	-1,914,894	-14,052	-456,714
286	17	1	6		10,000	0.18	58	0	0	-1,924,894	-15,176	-471,890
287	17	3	3		10,000	0.18	56	0	0	-1,934,894	-14,766	-486,656
288	22	7	5			0.18	1,950	0	0	-1,934,894	-516,590	-1,003,246
合 計				1,708,768	3,411,459			45,143				

これは正本である。

平成23年1月20日

名古屋地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 佐藤幸

